



るが、これ以外にも森林境界の情報などの整備が必要であると考えており、これら森林情報の整備について支援を行っているところである。

(4) 施業集約や間伐林業に必要な境界線などの森林情報は、森林簿には記載されていないと認識しており、森林簿の整理のみでは、林業経営者や林業事業者が必要とする情報に不足すると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

(3)の回答のとおり。

(5) 施業集約や間伐林業に必要な境界線などの森林情報は、施業図（一応の境界線を記した5000分の1の地図）の整備も必要であると聞く。施業図と現場は異なるため、施業図にある境界を、森林現場において所有者とともに確定してもらう作業が必要と考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

森林の適正な管理や整備を進めていくため、間伐など施業の実施と併せ行う施業区域の明確化等も支援の対象としているほか、施業集約化を促進するため、森林整備地域活動支援交付金による森林資源情報の収集活動等や、施業集約化・供給情報集積事業による森林境界の明確化を支援するなど、森林情報の整備や精度向上を図っている。  
なお、平成21年度概算要求においても、条件不利森林において森林境界の明確化を支援する森林境界明確化促進事業を新規で要求しているほか、森林整備地域活動支援交付金を拡充し、施業集約化に併せ行う境界の明確化を支援することとしている。

(6) 地域の森林現場においては、未だ森林情報の整備はなんら進んでいないとの指摘がある。(1)のとおり、施業集約に必要な所有者・境界線などの森林情報の整備が、平成20年度中に措置できるかと考えているのか、見解を伺いたい。

(回答)

(1)のとおり、森林情報の整備については、都道府県が行う森林GISの構築に対して支援等を行っており、現在45の都道府県で整備が進められている。

このほか、間伐など施業の実施と併せ行う施業区域の明確化等も支援の対象とするともに、森林整備地域活動支援交付金により、施業集約化のための森林資源情報の収集活動等、施業集約化・供給情報集積事業による森林境界の明確化を支援するなど、森林情報の精度向上を図っている。

さらに、平成21年度概算要求において、条件不利森林において森林境界の明確化を支援する森林境界明確化促進事業を新規で要求しているほか、森林整備地域活動支援交付金を

拡充し、施業集約化に伴せ行う境界の明確化を支援することとしており、今後とも、森林情報の整備を進めていく考えである。

3. 森林情報のデータベース化・オープン化について

(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「森林簿の森林情報は、林業事業者等の施業集約に不可欠な情報を含んでいることから、森林情報を地図情報としてデータベース化する取組を推進するべきである。併せて、個人情報取扱に十分考慮し、可能な範囲で、施業集約を目指す者にとって利便性の高い情報について、施業集約を目指す者であれば誰でもアクセスが可能となるよう、森林情報をオープン化することについて検討を進めるとともに、平成20年度中に検討状況の内容を公表すべきである。」【平成20年度措置】とされたが、完成予定時期とともに、現状の取組組み状況を教示願いたい。併せて、アクセス制限がないような措置が図られているか、教示願いたい。

(回答)

森林の適正な管理や整備を進めていくため、各都道府県において取り組まれている森林GISの整備等について支援を行っており、森林GISについては、現在45都道府県で導入がなされているところである。

なお、アクセス制限については、各都道府県の個人情報保護条例に基づき取り扱いが規定されており、都道府県によって取り扱いが異なっていると承知している。林野庁としては、集約化を目指す者に対して可能な範囲で広く情報が公表されることが必要と考えており、本年3月に文書により技術的助言を行ったところである。

(2) 中間とりまとめ一年未答申に向けての問題提起（平成20年7月2日）別紙2(1)②キ  
(ア) において、「都道府県において整備されている森林簿情報には森林所有者名等の個人情報を含むことから森林施業の集約化に取り組む林業事業者への森林簿情報の提供の円滑化に資するため、都道府県の個人情報保護条例に基づき規則等に森林簿の利用目的やその提供先を規定し、毎回森林所有者等関係者の同意を得ずとも情報が提供できるように措置すべきことについて、技術的助言を行っているところである」とされているが、そもそも、森林簿を森林組合が保有している理由を教示願いたい。

(回答)

過日もご説明申し上げたとおり、森林組合であることをもって、自動的に森林簿情報が提供されている訳ではない。なお、森林組合が森林所有者によって組織された団体であること、森林組合法により、森林施業計画の作成支援をその業務とするとされていること（森林組合法第9条第2項第10号）等をもって、森林簿等の情報を森林組合にまで提供している県もあると承知している。

(3) 森林情報のデータベース化・オープン化の完成予定までの間は、施業集約を促進するためにも、施業集約を希望する森林組合以外の林業経営者や林業事業者からの要望があれば、森林組合と同様に森林簿や施業図を開示するべきであると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

過日のご説明申し上げたとおり、これらの情報については、都道府県の自治事務であつて、各都道府県の個人情報保護条例が許す範囲で、各都道府県において取り組まれているものと認識している。なお、(2)でもご説明申し上げたとおり、森林組合であることをもって、自動的に森林簿情報が提供されている訳ではない。

なお、国としては、施業集約化を行うおととする者に対し、情報提供が可能となるよう努めることについて、本年3月に文書により技術的助言を行ったところである。

#### 4. 施業集約の促進について

- (1) 規制改革推進のための第2次答申において、「施業集約の取組を促進するため、施業集約に向けた議論や調整を行う組織を、地域の実情に応じて市町村、森林組合、森林組合以外で施業集約を行っている林業経営者や林業事業体、今後、施業集約を目指す林業経営者や林業事業体、森林所有者、学識経験者、路網整備の指導者などの参加を得つつ設立すべきである。」【平成20年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(回答)

平成21年度予算要求で、施業集約化・供給情報集積事業の拡充要求を行い、地域において、市町村、林業事業体、森林所有者、路網整備の指導者等からなる集約化促進協議会を設置することとし、当該協議会が、①集約化実施計画(年度別の間伐等の事業量、路網整備計画等)の作成、実行にあたっての地域内の事業体間の調整、②集約化実施計画の実行にあたっての事業体への指導、助言及び実施状況の確認、③集約化実施計画等の情報開示等の役割を担い、地域における集約化と施業の推進母体として、施業集約化を面的に拡大することとしている。

- (2) 当該地域協議会の構成員及び構成員割合予定を教示願いたい。

(回答)

当該協議会は、市町村、都道府県、森林組合、民間林業事業体、森林所有者、路網の専門的指導者等のその地域の林業に係わる関係者全般、行政担当者を構成員とする考えである。

なお、構成員は地域の実情に応じて異なるため、構成員割合予定を示すことは適当でない。

- (3) 規制改革推進のための第2次答申において、「地域協議会において、公平性の確保の下に担い手の施業集約に向けた議論・調整がなされた結果については、それぞれの担い手の施業集約計画として合意形成し、情報開示すべきである。併せて、施業集約計画に基づき施業が適切に行われるよう、担い手が地域協議会に施業方法などを詳細に提出するとともに、その施業が適切に実施されたかをチェックする体制を整備するべきである。」【平成20年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(回答)

II 4(1)で説明したとおり地域における集約化促進協議会が、情報開示、実施状況の把

握や指導等を行う。

- (4) 施業集約の担い手同士で施業集約計画の調整を図る場合、より効率的な施業集約を実現するためには、公平性を確保した調整がなされるべきであるが、公平性はどのように担保されているのか。また、公平性確保のためのルール整備も並行してなされているのか、教示願いたい。

(回答)

「公平性を確保した調整」の意図する内容が不明であるが、地域集約化促進協議会(仮称)には、市町村、学識経験者、森林組合、民間林業事業体、路網整備の専門家等地域の施業集約化の促進に携わる幅広い主体の参画を得ることとしているところ。施業集約化計画の作成段階からこれら主体が幅広く関わることで、公平性を確保していきたいと考えているところである。

- (5) 施業集約計画の開示にあたり、アクセス制限がないような措置が図られているか、また、その施業集約が適切になされたかのチェックは、誰がどのようにして行うのか、教示願いたい。

(回答)

施業集約化計画は基本的にオープンにする考えである。また、施業集約化計画に基づく実施状況のチェックは当該協議会が行うこととしている。

- (6) 農業分野においては、農地の所有と利用を分離することで、規模拡大が進んでいる状況にある。林業においても同様に、施業集約のためには所有と利用を分離することも必要だと考えるが、見解を伺いたい。  
併せて、農業分野と同様、法制度に基づき利用権の設定も必要になると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

農地は、農地法において、その所有権の移転や賃借権等の設定に対する制限が設けられている(農地法第3条)ことから、所有権や利用権の設定について特例を設ける場合には法律による措置が必要となるが、山林の取得等につき、農地法のような制限は設けられないことから農業と並列に扱う必要はないと考える。

むしろ、所有権、利用権等に対する制限がない方が、林地の流動化を進めるに当たっての障害は少ないと考えられる。

なお、実質的な経営規模の拡大には、施業受委託契約締結が施業集約化の有効な手段であり、推進しているところである。

5. 路網整備の促進について

- (1) 規制改革推進のための第2次答申において、「林道、作業道などの林内路網は、森林整備や間伐材の木材を搬出する上で、森林へのアクセンを確保するとともにコスト削減のための不可欠な施設である。なお、作業路網については、土質や地形等を考慮した簡易で耐久性のある路網整備を担う技術者及び指導者が不足している。今後は、林業経営の生産基盤である路網整備を急ぐとともに、技術者の育成や簡易で耐久性のある作業路網の整備に関する技術の集積等を進めていく必要がある。」【平成20年度中措置】とされたが、現状の取り組み状況を教示願いたい。整備課：未回答、研保課：未回答

(回答)

作業路の作設に当たっては、切土高の抑制や雨水の排水など基本的な工法・手法に加え、土質や気候といった地域条件に応じた工夫を加えていくことが重要である。このため、平成19年3月に、基本的な工法・手法等を取りまとめた「作業路開設の手引き」を作成するとともに、平成20年5月には作業路の損壊事例を収集し、その状況、要因、対策を記述した「作業路損壊事例」を作成したところである。

- ① 経営及び技術的な判断により線形を描ける技術者を養成する低コスト作業路企画者養成研修
- ② 作業路の施工に関するオペレータを養成する低コスト作業路技術者養成研修
- ③ 低コスト作業路技術者養成研修の終了者を対象に更なる技術向上を図るための研修を実施しているところである。

- (2) 簡易で耐久性のある作業路網の整備に関する技術の集積等に取り組み、基本的な留意事項等を取りまとめたマニュアルを作成が必要と考えるが、具体的にどのような内容のマニュアルを想定しているのか、教示願いたい。整備課：未回答

(回答)

作業路の作設に当たっては、切土高の抑制や雨水の排水など基本的な工法・手法に加え、土質や気候といった地域条件に応じた工夫を加えていくことが重要である。このため、平成19年3月に、基本的な工法・手法等を取りまとめた「作業路開設の手引き」を作成するとともに、平成20年5月には作業路の損壊事例を収集し、その状況、要因、対策を記述した「作業路損壊事例」を作成したところである。

- (3) 作業路網整備のために、指導者養成研修やモデル林の現地研修の充実化などがなされていると聞けるが、想定している技術者の人数規模も併せ、その具体的な内容を教示願いたい。また、現時点での成果(評価)を教示願いたい。

(回答)

森林技術総合研修所における作業路網に関する研修については、以下のとおり実施しているところである。

- (1) 低コスト作業路企画者養成研修 (対象人数：60名)  
経営及び技術的な判断により線形を描ける技術者を養成するものであり、高性能林業機械作業システムの事例、作業路網の図上測設から現地線形調査、基礎的な作業方法等を内容としている。
- (2) 低コスト作業路技術者養成研修 (対象人数：60名)  
作業路の施工に関するオペレータを養成するものであり、低コスト作業路の作業事例、路網作設及び維持管理方法を内容としている。
- (3) 低コスト作業路技術者養成再研修 (対象人数：15名)  
低コスト作業路技術者養成研修の終了者を対象に更なる技術向上を図るものであり、路網作設、維持管理方法、技術指導方法を内容としている。  
また、年度途中であるため、現時点における成果(評価)は困難である。

(4) 当該研修にあたっては、技術習得状況を客観的に確認できることが重要と考え  
るが、どのような方法で技術習得状況を確認するのか、教示願いたい。

(回答)

森林技術総合研修所における低コスト作業路技術者養成研修については、受講者を対象に、一定の技術水準に達していることを確認するため、低コスト作業路作設に関して経験と知識を有する外部有識者等3名からなる技術評価委員により、受講者の技術評価を実施している。

技術評価においては、低コスト作業路の作設に係る施工技術について、路肩の保護、排水処理、安全確保等の各項目ごとに技術評価委員が3段階評価(A(優秀)、B(普通)、C(劣る))を行っているところである。

(5) 公的補助の対象となる路網がマニュアルに沿って開設しているか、また、作設後に適切に維持管理されているのかどうかは、誰がどのように確認するのか、教示願いたい。整備課：未回答

(回答)

都道府県知事は森林整備事業による補助金の査定を行うとともに、補助を行った施設の維持管理の実施状況の監督を行うものとされている。

(6) 規制改革推進のための第2次答申において、「効率的な路網整備の促進に向

けて、林業経営者や林業事業体が行う施業集約と路網整備が一体として行われるようにするべく、前掲の地域協議会において、施業集約計画の中に路網整備計画を位置づけ、策定するべきである。併せて、路網整備計画に基づき路網が適切に整備されているかをチェックする体制を整備するべきである。」【平成20年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(回答)

II 4(1)で説明したとおり、現行の施業集約化・供給情報集積事業を拡充要求し、地域における集約化促進協議会を設置し、同協議会が作成する集約化実施計画において、年度別の間伐実行量と合わせ路網整備計画についても計画することとしている。また、路網の整備状況の把握等については当該協議会が行うこととしている。

(7) 流域単位の効率的な路網整備の促進には、施業集約と路網整備が一体として行われることが重要であり、施業集約計画の中に、路網整備計画を入れるよう義務づけるべきではないかと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

II 5(6)のとおり、施業集約化計画の中には路網整備計画も計画することとしているところである。

(8) 路網整備計画通りに整備されているかは、誰がどのように確認するのか、教示願いたい。

(回答)

II 5(6)のとおり。

(9) 現在、耐久性がなく、1度の間伐にしか使用出来ない路網にも公的補助がなされず、その修理にも公的補助がなされていると聞くが、事実関係を教示願いたい。併せて、路網は繰り返し使用できる耐久性が必要であり、その確認なしに公的補助を行なうべきではない、ましてや、耐久性の確保を怠った路網の修理にまで公的補助を行なうべきではないと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

間伐等の作業に伴い一時的に使用される作業道や作業路も森林整備事業による補助の対象となり得るが、その修理は補助の対象としていない。

なお、一定の期間繰り返し使用する作業道や作業路については、作業の効率化を図る観点からも、できる限り簡易で耐久性のある構造での整備を推進するため、「作業路作設の手引き」の作成・配布等を行っているところである。

(10) 林野庁の作設研修の指導を受け、公的補助を受けて整備された路網（いわゆる四万十式）が、全国至るところで壊れていると聞くが、見解を伺いたい。  
併せて、この原因は、路網整備に関しては指導がなされても、路線設計計画に関する指導がなされていないためであるとの指摘があるが、見解を伺いたい。整備課：未回答、研保課：未回答

(回答)

作業路の作設に当たっては、切土高の抑制や雨水の排水など基本的な工法・手法に加え、土質や気候といった地域条件に応じた工夫を加えていくことが重要であるため、基本的な工法・手法等を取りまとめた「作業路開設の手引き」や損壊事例を収集した「作業路損壊事例」を作成・配布したところである。

森林技術総合研修所においては、路線設計に関する指導は重要であると考えており、「低コスト作業路企画者養成研修」として年3回実施しているところである。

(11) 林野庁のモデル事業である新生産システム（全国に大規模製材工場を公的補助により設置）の内容を教示願いたい。  
併せて、を稼働・成功に向け、木材供給を優先するために、(9)、(10)のような粗悪な路網整備がなされているとの指摘があるが、見解を伺いたい。

(回答)

全国11のモデル地域において、川上から川下までの合意形成に基づき、施業の集約化、協定取引、生産・流通・加工のコストダウン等によりハウスメーカー等のニーズに応じた安定供給を実現することにより、地域材の利用拡大を図るとともに、林家等の収益性を向上させる仕組みを構築し、森林整備を推進するものである。

木材の安定供給を図る上でも、長期にわたり計画的な森林施業を展開していくことが重要であり、木材供給が粗悪な路網整備に直ちにつながるとは考えていない。

(12) (9)、(10)のような粗悪な路網整備がなされているは、林業の基盤整備として公的補助を行なうには値しない。路網整備については、安全性や耐久性の確保を前提に、指導者養成研修の内容を早期に見直すとともに、実際の整備に関するチェック機能の強化を早期に図るべきと考えますが、見解を伺いたい。研保課：未回答、整備課：未回答  
併せて、現在の路網整備に関する公的補助についても、安全性と耐久性が確保

されたものみに補助するよう見直すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

恒久的な路網である林道については、安全性や耐久性を確保するため、国が基準を定めて補助を行っている。

間伐などの作業に伴い開設される作業道や作業路については、林道に適用される基準にとらわれない一時的な施設であるが、一定の期間繰り返し使用する作業道や作業路については、作業の効率化を図る観点からも、できる限り簡易で耐久性のある構造での整備を推進するため、「作業路作設の手引き」の作成・配布等を行っているところである。

森林技術総合研修所における作業路網に関する研修では、路網の安全性や耐久性を確保するため、

- ① 地形に合わせた無理のない線形を描き、切盛高を抑制し、切盛法面の崩壊、大雨時の湧水をさげ路面洗掘及び崩壊を防ぐこと
  - ② 必要に応じた木製構造物の設置
- など、地形、気候、土質等に応じて作設する必要があること指導しているところであり、今後も引き続き適切に対応して参る考えである。